



磯子火力発電所 (横浜市)

経

営

企業価値向上のために

コーポレート・ガバナンス体制

危機管理とその体制

コンプライアンス

情報セキュリティへの取り組み

15

16

18

19

Governance

編

企業価値向上のために

J-POWERグループでは、社会情勢の変化や様々なステークホルダーの皆さまからの信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンス向上に必要な体制の構築・運営を着実に推進しています。

コーポレート・ガバナンス

J-POWERグループは「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」との企業理念のもと、長期的な企業の発展と企業価値の向上を図り、様々なステークホルダーの皆さまからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底は極めて重要な経営課題であると考えています。

コーポレート・ガバナンス体制

J-POWERの取締役・監査役は「J-POWERグループ企業理念」のもと「J-POWERグループ企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ公正な活動を率先垂範し、その従業員への浸透を図っています。

J-POWERでは、業務に精通した取締役が業務執行を担うとともに、取締役会には独立的な観点から経営の意思決定に参加する非執行の社外取締役も出席し、相互に監督し合う体制が築かれています。さらに、国内有数の上場企業の経営や金融行政などの経験豊富な社外監査役を含む監査役が取締役会をはじめとする経営会議への出席などを通じて取締役の職務の執行状況を常に経営監視しており、コーポレート・ガバナンス機能が十分に発揮できる体制であると考えています。

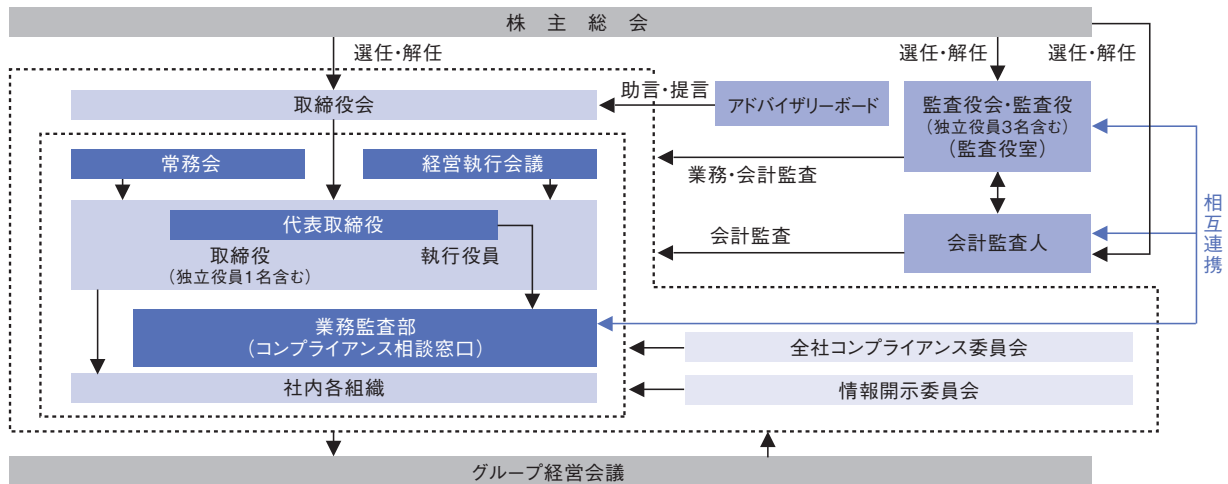
さらに、2010年3月には、東京証券取引所の有価証券上場規程の改正に伴い、社外取締役1名および社外監査役3名全員を、独立性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しました。

■ 業務執行、監査・監督等の体制について

取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会に加えて、取締役会が決定した方針に基づく社長の業務執行のうち全社的重要事項などについて審議する「常務会」や個別業務執行に係る重要事項について審議する「経営執行会議」を設け、機能の配分を行っています。さらに執行役員制度を採用することで、業務を執行する取締役と執行役員が業務執行を分担する体制を構築するとともに、責任と権限を明確にし、適確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

J-POWERの監査役会は監査役5名のうち3名を社外監査役とするとともに、2008年7月からは社外監査役のうち1名を常勤の監査役とし、監査役会の監視機能強化を図っています。監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役は、監査役の取締役会・常務会・経営執行会議などへの出席ならびに意見陳述、取締役などからの職務執行状況の聴取、社内各機関および主要子会社の調査、会計監査人などの相互連携が円滑に図れる環境を整えています。

● J-POWERグループのコーポレート・ガバナンス体制



これらの監督・監視機能に加え、J-POWERでは適切な業務執行を確保するため、「業務監査部」が他の機関から独立した立場で内部監査を行うとともに、各機関においても自主的な監査を定期的実施しています。

■ その他体制について

社外への情報開示に関しては、企業活動の透明性とアカウンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置し、積極的、公正かつ透明な企業情報の開示を適時に実施しています。

2008年9月には「J-POWER アドバイザーボード」を設置し、社外の有識者から企業価値向上に資する多面的かつ客観的な助言・提言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの向上につなげる取り組みを行っています。

関係会社管理にあたっては、J-POWERグループの経営計画に基づき、グループ全体として総合的發展を図ることを基本方針とし、社内規程に従い関係会社の管理を行うことに加え、グループ経営会議により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。

■ 財務報告に係る内部統制報告制度への対応状況について

J-POWERグループでは、金融商品取引法の「財務報告に係る内部統制報告制度 [用語集](#)」については、財務部および業務監査部が中心となって、内部統制システムの整備、運用ならびに評価を行っています。

2009年度においても、前年度に引き続き金融庁より示された実施基準などに基づき、「全社的な内部統制」、「業務プロセスに係る内部統制」および「ITを利用した内部統制」の各項目の整備状況および運用状況について、経営者による評価を行った結果、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。本評価結果については、内部統制報告書としてとりまとめ、監査法人の監査を経たうえで、2010年6月末に関東財務局長へ提出しています。

今後も引き続きグループ全体における内部統制システムの向上を図り、財務報告の信頼性確保に努めていきます。

危機管理とその体制

J-POWERグループの事業環境に潜在するリスクは複雑かつ多様化しており、自己責任に基づき様々なリスクを的確に予測するとともに、これが顕在化した時には適切に管理することが求められています。このため、J-POWERでは次のような体制を敷いてリスクに備えています。

1. 危機管理対策チーム

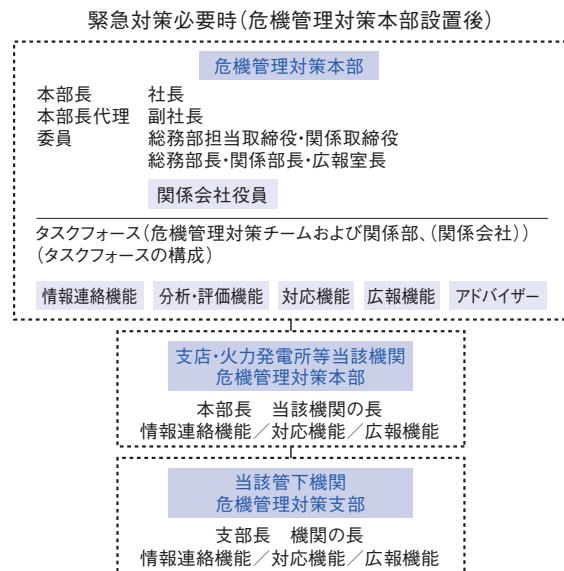
- (1) 平常時の危機管理に対応するため、本店に総務部および広報室を中心に関係部で構成する「危機管理対策チーム」を常設し、危機事象の予見、発生時の迅速な初期対応および危機管理対応業務の総括を行っています。
- (2) 危機管理対策チームは、以下の事項を所掌しています。
 - ・危機の予見、発生時の初期対応
 - ・リスクの把握、リスク情報の収集管理
 - ・教育訓練

2. 危機管理責任者、担当者

本店および現地機関における危機管理責任者・担当者を選任し、迅速な初期対応と情報伝達を行うよう努めています。

3. 危機管理対策本(支)部

危機の予見・発生時において、その重大性から緊急対策の必要がある場合には、速やかに危機管理対策本(支)部を設置して対応にあたります。(下図参照)



4. 海外危機管理専門部会

海外での事業規模の拡大に伴い、危機管理対策チームのもとに海外危機管理専門部会を設置し、海外危機情報などの収集に努めています。

■ J-POWERにとっての危機とは

J-POWERが危機として認識すべき事象は多岐にわたります。

私たちは卸電力会社であるため、企業の存亡にかかわることとしては、製品である電力を生産する設備に障害が発生することが最大の危機ということになります。設備に障害を発生させる要因としては、天災によるもの、人為的なもの、物理的なものなどがあります。

1. 天災によるもの

地震、台風、落雷、津波、火山噴火などの自然災害は、人為的努力でこれを防ぐことはできませんが、適切な設備対応と非常時復旧体制を採ることによって被害をできるだけ少なくすることが可能です。J-POWERは、発電、送電、変電、制御所（発電所を遠隔操作します）などの保守・運営にあたり、こうした自然災害が発生した場合にもできるだけ速やかに設備の機能回復を図る体制を整え、また、最新の耐震設計思想を取り入れた補強工事を行うなど自然災害によるリスクに備えています。さらに、防災訓練の定期的な実施により、従業員の危機管理意識の養成と向上に努めています。

2. 人為的なもの

戦争、破壊行為などのテロ、あるいは悪戯など人為的な危機事象については、一企業で対応できないものを除き極力これを回避すべく情報の収集、関係当局との連携、非常時連絡体制の構築などで対応することとしています。また、設備対応として公衆用道路に近接する送電用鉄塔はフェンスで囲い、定期的な巡視や点検などを行っています。

3. 物理的なもの

J-POWERの発電変電および通信設備は、設置されてから50年を経過するものもあり、老朽化しているものも少なくありません。機能が低下したり損傷したりしたものは、その都度修繕や更新により対応し、重大な供給障害に繋がらないよう日常の巡視・点検を確実にし、また、定期的にオーバーホールや細密点検を行って主要な機器の性能をチェックし、設備障害の予防保全に努めることにより、リスクの回避を図っています。

■ 防災への取り組み

近年、大地震や異常気象による集中豪雨など自然災害が頻発しています。J-POWERは基幹ライフラインを担う電気事業者であり、災害対策基本法や国民保護法においては指定公共機関 [用語集](#) に位置付けられています。

このため、従来より防災体制の整備に努め、防災業務計画および国民保護業務計画を策定・公表し、災害に強い企業を目指してきました。社内では「非常災害対策および国民保護措置規程」をはじめとして災害発生時の対応マニュアルを整備し、本店より現地各機関に至るまでの体系的な防災体制を整えています。体制の整備とともに、緊急時に適切に対応できるよう、各機関において定期的に防災訓練を実施し、実践力の向上に努めています。

■ 新型インフルエンザへの対応

J-POWERは、新型インフルエンザ対応として、2007年4月に「新型インフルエンザに関する行動計画」を策定し、同計画に基づいた対策を講じています。

新型インフルエンザに関する行動計画（抜粋）

① 行動計画の目的

この行動計画は、国が策定した「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、新型インフルエンザ大流行時において、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、J-POWERが行うべき対応などの適確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

② 危機管理体制および情報収集

③ 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制

④ 従業員などへの感染予防のための措置

⑤ 事業所内での感染拡大予防のための措置

C O L U M N

防災専門部会の活動

新潟県中越沖地震以降の自然災害の頻発、甚大化傾向を踏まえ、社内横断的な機関「防災専門部会」を2005年に設置し、土木、建築など幅広い分野の知見を集め、これらの



防災訓練の様子
(上: 竹原火力発電所 / 広島県、下: J-POWER本店)

災害から発送変電および通信設備を保全する対策を検討・実施しています。具体的には、近い将来の発生が懸念されている東海、東南海、南海、首都直下などの大規模地震に対するJ-POWER関係設備への影響を検討し、耐震補強工事などの対策を進めています。

コンプライアンス

■ コンプライアンス推進体制

J-POWERは、「企業理念」に基づき、事業を遂行するうえで守るべき遵法精神・企業倫理の基本的な柱として「企業行動規範」を、また、業務における具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」(P75参照)を定めています。そして、これらを持続的かつ効果的に実現するために、コンプライアンス推進活動の全社の方針を定め、その実施状況の評価・見直しを行う全社コンプライアンス委員会(委員長:会長)、具体的活動計画を立案し、実施するコンプライアンス推進本部(本部長:コンプライアンス担当副社長)を設置しています。2009年度からは、さらにコンプライアンス推進本部のもとに自主保安部会を置き、事業用電気工作物の工事、維持および運用を実施する部門の自主保安活動の総括を行っています。また、支店・火力発電所などの主要機関には機関別コンプライアンス委員会を設置しており、これらの組織・機関が協力・連携して、企業風土へのコンプライアンス意識の定着に取り組んでいます。

■ コンプライアンス相談窓口

J-POWERでは、従業員がコンプライアンス上の問題に直面している場合や、コンプライアンス問題に気付いた場合などの相談窓口として、業務監査部および社外の法律事務所に、「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。相談窓口はプライバシーの保護に留意しており、相談したことにより相談者に不利益な事態が起こることはありません。

■ 従業員のコンプライアンス意識の向上

J-POWERでは、コンプライアンスに関する研修や講演会、職種間交流プログラム^④を随時実施しているほか、2009年度は10月を推進月間として、コンプライアンスに関する標語の募集などコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行いました。

また、コンプライアンスアンケート調査を1月に行い、J-POWERグループ従業員のコンプライアンス意識などを把握し、今後のコンプライアンス活動に役立てることとしています。



職種間交流プログラム

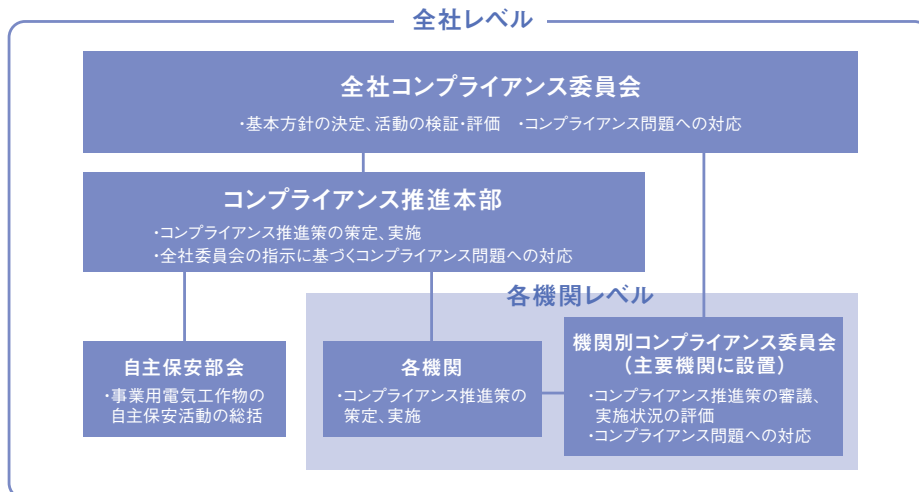
■ コンプライアンスに反する事案の発生予防について

J-POWERは、2007年度以降コンプライアンス推進に係る具体的なアクションプログラムを定め、コンプライアンスに反する事案発生の予防に取り組んでいます。2009年度においては発電所付帯設備の更新工事において、必要な行政手続きに不備があったことが判明しましたが、遅滞なく関係行政へ報告し、是正しました。

このような事案については、事実関係の調査と原因究明を行い、その結果に基づく再発防止策を立案・実行するとともに、社内他部門へも周知徹底し、同種事案の発生予防に努めています。また、関係法令の改廃についても、その都度社内に周知しています。さらに、これらの対策の実施状況を定期的にモニタリングして効果の検証を行い、今後のアクションプログラムへ反映していくこととしています。

※環境に関するトラブル事象の発生については、P68をご参照下さい。

● コンプライアンス体制説明図



全社レベルと各機関レベルで連携してコンプライアンス推進活動を行っています。

④ 職種間交流プログラム

各地の従業員が、現地機関に集合して他部門視察・コンプライアンスに関する意見交換等を行うことにより、職種間の垣根を越えて交流する。

情報セキュリティへの取り組み

企業における高度情報化の進展やIT活用が進むなか、情報セキュリティの重要性はますます高まっています。国の重要インフラとして原子力発電所の建設および電力の安定供給の責務を担うJ-POWERグループにおいては、より高いレベルで情報セキュリティを維持・向上させていくことが重要であると認識しており、様々な施策を積極的に推進しています。

■ 情報セキュリティ基本方針の制定

J-POWERはグループ全体の取り組みとして「情報セキュリティ基本方針」を制定し、ホームページを通じて公表しています。この基本方針に基づき、グループ全体で以下の情報セキュリティ対策を実施しています。

これまでの事業に加えて、^{おおま}大間原子力発電所の建設、海外発電事業の展開などJ-POWERグループの事業は拡大を続けており、社会的信頼のもと適切な情報管理を実施し、安定的に事業を推進していくことがますます重要になっています。このため、情報セキュリティの確保・強化を重要な経営テーマのひとつに位置付け、グループ全体でさらなるレベルアップ活動に取り組んでいきます。

http://www.jpowers.co.jp/privacy/privacy_003.html

■ 電力の重要システムに係る連携強化

電力運営に係る重要システムのIT障害に迅速かつ適正に対応するため、関係省庁ならびに電力業界全体で連携体制を強化しており、電力の安定供給にIT分野でも努めています。

● J-POWERグループの情報セキュリティ対策

具体的な情報セキュリティ対策

(1) 組織・体制

- ・ J-POWER本店の全部門長を委員とした組織横断的な情報セキュリティ委員会を設置
- ・ 経営企画部IT・通信室を情報セキュリティの総括管理箇所として、規程類の整備および具体的対策を推進
- ・ 情報セキュリティ事故発生時における危機管理体制による迅速な対応
- ・ J-POWERとグループ企業が共同で各社の情報セキュリティの現状評価を実施し、改善活動を展開
- ・ 外部専門家を活用した第三者検証

(2) 人的対策

- ・ 全グループ従業員を対象としたeラーニング、セミナーなど教育・啓蒙の実施

(3) 物理的対策

- ・ ICカード（社員証）による入退室時の施錠管理（J-POWER本店）
- ・ 執務室と会議・応接スペースの分離

(4) 技術的対策

- ・ インターネットからの不正侵入の防止
- ・ ICカード（社員証）による各種業務システムのアクセス管理（利用者認証）
- ・ 電子情報持出し行為の上長承認およびファイル暗号化
- ・ 電子メールの添付ファイル暗号化
- ・ 出張用パソコンの暗号化
- ・ 各種操作ログの収集・分析管理

